

(1) 基本利用料金

<介護予防サービス>【月額】

(円)

介護認定	要支援1	要支援2
月額	2,053	3,999
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	88	176

※新型コロナウイルス感染症対応への特別的な評価として、2021年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乗せされます。

(2) その他の加算

(円)

介護保険	加算		料金	サービス内容
	生活行為向上リハビリテーション実施加算	月額	562	リハビリ実施計画を作成する等、基準に従ってリハビリを実施し、利用者の機能向上を支援した場合。※加算開始月から6か月以内に算定
運動器機能向上加算	月額	225	運動器機能向上を目的として個別的に実施されるリハビリを行い、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められた場合。	
栄養アセスメント加算	1回	50	栄養アセスメントを実施し、ご利用者、ご家族へ結果を説明し、相談等に櫃お湯に応じて対応している場合。	
栄養改善加算	1回	200	低栄養状態の改善を目的に実施される栄養食事相談等の栄養管理を行った場合。	
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	1回	20	利用開始時及び6か月ごと口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を担当の介護支援専門員に提供している場合。(6月に1回まで)	
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	1回	5	栄養改善加算や口腔能向上加算を算定している場合に、口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、当該情報を担当の介護支援専門員に提供している場合。(6月に1回まで)	
口腔機能向上加算(Ⅰ)	1回	150	口腔機能の向上を目的として個別的に移動される口腔清潔、摂食・嚥下機能に関する訓練の指導、実施を行った場合。	
口腔機能向上加算(Ⅱ)	1回	160	口腔機能向上加算(Ⅰ)の内容に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用している場合。	
選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	月額	480	選択的サービス(運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算)のうち2種類のサービスを実施した場合。	
選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	月額	700	選択的サービス(運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算)のうち3種類のサービスを実施した場合。	
科学的介護推進体制加算	月額	40	厚生労働省へのデータ提出、および厚生労働省からのフィードバックの活用を行っている場合に算定。	
事業所評価加算	月額	120	運動器機能向上サービスを提供し、評価期間において、利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上となった場合に、翌年度に加算を算定。	
長期減算(12か月超)	要支援1	月額	-20	指定介護予防通所リハビリテーションの利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に指定介護予防通所リハビリテーションを行う場合。
	要支援2	月額	-40	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)			4.7%	所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定。
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)			2.0%	所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定。

(3) 実費【日額】

(円)

(円)

実費	食費	547
	日用品費	110

その他 実費	リハビリパンツ	198/枚
	オムツ(テープ)	165/枚
	パット	55/枚

※介護保険並びに加算料金表は1割。介護保険利用料は利用者負担割合(負担割合証)に応じた額をご負担いただきます。